

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リベリア	食糧援助に関する日本国政府と リベリア共和国政府との間の交 換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	690,000 千円 H25.3.31 まで	H24.12.13 モンロビ アで (同日)	日本側 二階尚人在リベリ ア大使 リベリア側 オーガスティ ン・ベヘ・ガフアン外務 大臣	H25. 1. 7 4号
リベリア	モンロビア市電力復旧計画のた めの贈与に関する日本国政府と リベリア共和国政府との間の交 換公文	モンロビア市電力復旧計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	2,037,000 千円 H28.10.31 まで	H24.12.13 モンロビ アで (同日)	日本側 二階尚人在リベリ ア大使 リベリア側 オーガスティ ン・ベヘ・ガフアン外務 大臣	H25. 1. 7 5号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。